

公益財団法人資生堂子ども財団 評議員報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人資生堂子ども財団(以下「財団」という。)定款第16条の規定に基づき、評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(評議員報酬等の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

2 評議員報酬(以下「報酬」という。)とは、評議員が評議員会へ出席(電磁的方法による開催を含む)する対価とする。

3 評議員費用(以下「費用」という。)とは、評議員としての職務の執行に伴い発生する旅費交通費及び手数料等をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 財団は、評議員に評議員会への報酬として1回の出席あたり2万円(源泉徴収税を含む)を支給することができる。

2 評議員が株式会社資生堂及びそのグループ会社に所属する役員及び従業員等の場合は報酬を支給しない。

3 報酬について毎月1日に起算し、当月末に締め切り、翌月末までに支給するものとする。

(費用)

第4条 財団は、評議員が職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった後、指定された口座に遅滞なく支払うものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、評議員会において別に定めるものとする。

附則

この規程は、一般社団及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附則

この規程は、2010年4月1日から施行する。

附則

この改正は、2014年3月17日から施行する。

附則

この改正は、2018年3月19日から施行する。

附則

この改正は、2020年11月2日から施行する。

附則

この改正は、2021年3月2日から施行する。

附則

この改正は、2022年10月1日から施行する。

附則

この改正は、2023年12月25日から施行する。